

宮建産連発第44号  
平成26年12月16日

宮崎県建設産業団体連合会  
構成団体代表者 殿

宮崎県建設産業団体連合会  
会長 山崎 司  
(公印省略)

「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、品確法の改正により、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置付けられ、適正化指針により、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が品確法に違反することが明確にされたところであります。

このことについては、総務大臣並びに国土交通大臣より、平成26年10月22日付け国土入企第20号にて、地方公共団体の長及び地方議会の議長に対し要請しており、都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対して取組みの徹底をなされているところですが、このたび、国土交通省においては「歩切り」の違法性及び定義についてまとめるとともに、地方公共団体に対して周知した旨、通知がございました。

つきましては、本件についてご承知いただくとともに、会員への周知についても併せてよろしくお願い申し上げます。

なお、「歩切り」を行って決定した予定価格による入札手続きの入札辞退者にペナルティを課すなどにより、歩切りを行って決定した予定価格の範囲内での入札を実質的に強いるようなことは、建設業法第19条の3に違反するおそれがあり、許可行政庁は当該発注者に対して必要な勧告をすることができる旨、許可行政庁へ9日付けで併せて周知を行っていることを申し添えます。

#### 【参 考】

※建設業法第19条の5及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」

（発注者に対する勧告）

第十九条の五

建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く。）が前二条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

（文書取扱 大谷）

事 務 連 絡  
平成26年12月9日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について（通知）

本年6月における公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）の改正により、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられました。これを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月30日閣議決定により変更。以下「適正化指針」という。）により、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が公共工事品質確保法第7条第1項第1号に違反することが明確にされたところです。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更及び要請について」（平成26年10月22日付け国土入企第20号）でお知らせしたとおり、適正な予定価格の設定等について地方公共団体の長及び地方議会の議長に対し要請しているところですが、このたび「歩切り」の違法性及び定義について別添リーフレットのとおりまとめるとともに、地方公共団体に対して周知いたしましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、引き続き公共工事品質確保法及び適正化指針の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応いただくとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

## 「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について

### ご存知ですか？「歩切り」は違法です

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）の改正（※）により、いわゆる「歩切り」による予定価格の切り下げは法律違反であることが明確になりました。（「歩切り」の違法性及び定義については裏面を参照）

（※） 衆・参両院ともに全会一致で可決・成立、公布・施行 H26. 6. 4

### 「歩切り」を根絶すべき、これだけの理由

住民のくらしと安全を支えるインフラのメンテナンスや災害対応を持続的に行うことは、自治体にとって今後ますます重要な課題となります。

改正品確法においては、インフラの将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務が大幅に拡充され、発注者は適切な積算により予定価格を適正に設定することとされました。

「歩切り」が行われると、予定価格が不当に引き下げられることにより、

- ・見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること
- ・ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと
- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できないおそれがあること
- ・下請業者や現場の職人へのしわ寄せ（法定福利費のカット等）を招くこと

などが懸念され、インフラのメンテナンスや災害対応等、10年後、20年後の地域の維持に支障が出るおそれがあります。

また、予定価格が実勢価格と乖離することとなり、入札不調の発生につながるおそれもあります。

### 発注者は「歩切り」の根絶を！

「歩切り」には、以上のように多くの問題点があります。発注者は、「歩切り」の問題点と改正品確法の趣旨を十分理解し、将来にわたる品質や担い手の確保の観点を踏まえることなく「ただ安ければよい」としてきた、一部に残る意識や慣例を改めて、「歩切り」を廃止し、市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定に取り組んでいかなければなりません。

## 「歩切り」の違法性について

改正品確法第7条第1項第1号において、発注者は「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」こととされています。

このため、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額の一部を控除する行為（「歩切り」）は、予定価格を適正に定めているとは言えず、品確法に違反することとなります。

また、「歩切り」を行って決定した予定価格による入札手続の入札辞退者にペナルティを課すなどにより、歩切りを行って決定した予定価格の範囲内での入札を実質的に強いるようなことは、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に違反するおそれがあり、この場合、特に必要があると認めるときは、許可行政庁は当該発注者に対して必要な勧告をすることができることとされています。（※）

（※） 建設業法第19条の5及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」

（H23.8 国土交通省土地・建設産業局建設業課）

## 「歩切り」とは？

「歩切り」とは、「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」（※）であり、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額（実際の施工に要する通常妥当な工事費用）の一部を予定価格の設定段階で控除する行為のことです。

例えば、下記のような場合、通常は「歩切り」に該当することから、財務規則や事務取扱要領等の根拠規定を見直した上で、その運用を是正することが必要です。

- ① 慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ② 自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ③ 一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ④ 追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定の額を減額して予定価格を決定
- ⑤ 予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定

事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等

ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまる場合には、やむを得ない場合があると考えられます。

（※） 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2-4-(1)

（最終変更：H26.9.30 閣議決定）

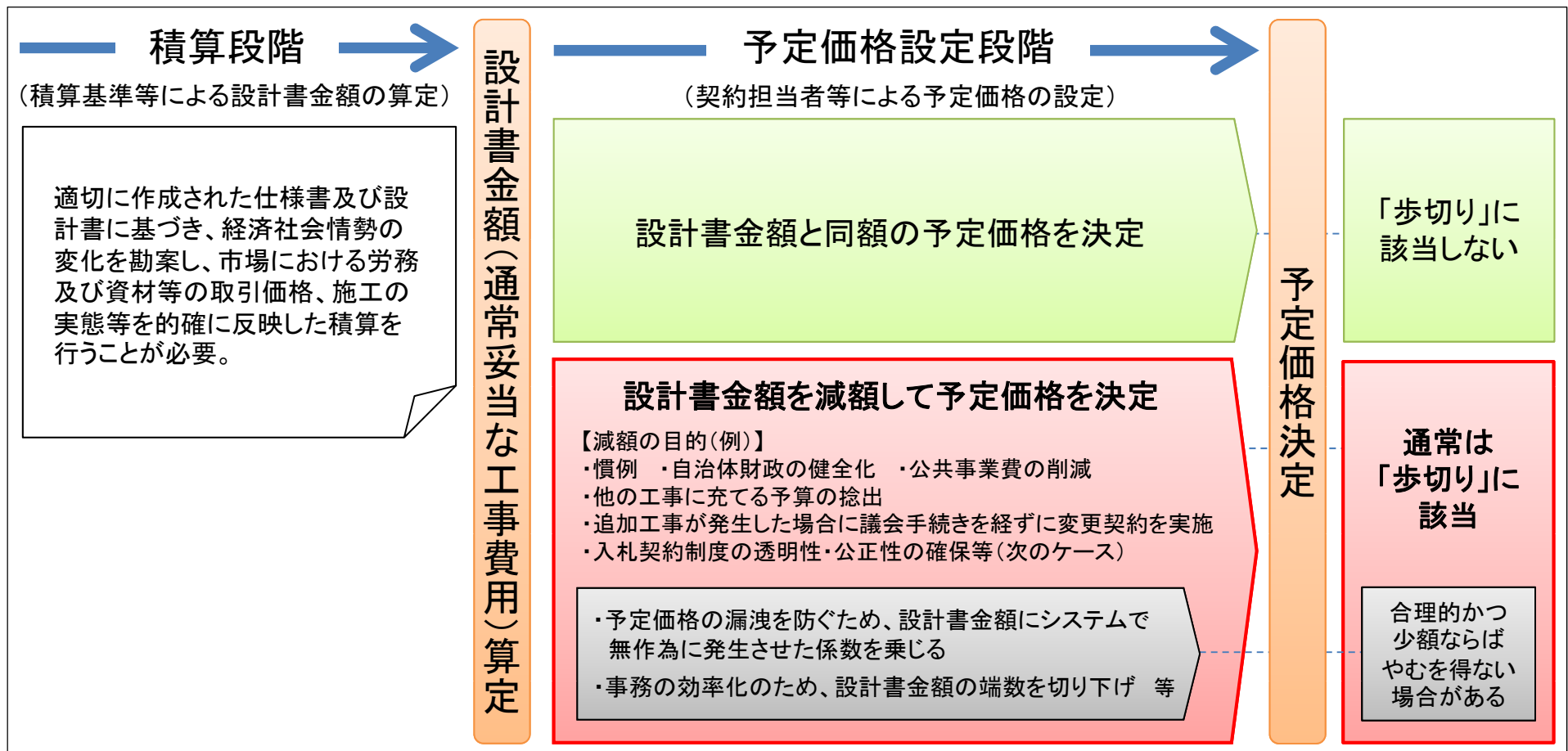
# 「歩切り」について

## 「歩切り」とは・・・

『適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為』（適正化指針<sup>(※)</sup>）

⇒ 市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した**設計書金額（実際の施工に要する通常妥当な工事費用）の一部を予定価格の設定段階で控除する行為**

例）自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定 等



(※) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(最終変更:H26.9.30閣議決定)

国交省

「歩切り」定義示す

自治体にリーフレット

- 「歩切り」に該当する行為
- ①慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
  - ②自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
  - ③一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
  - ④追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定の額を減額して予定価格を決定
  - ⑤予定価格の漏えいを防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じるにより減額して予定価格を決定。事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定等
- ※⑤については、その減額や切り下げが、入札契約手続きの透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまるときは、やむを得ない場合があると考えられる。

国土交通省は、公共工事の入札に当たって予定価格を根拠なく引き下げる「歩切り」の違法性や定義を示したリーフレットを作成し、地方自治体に配布した。総務省と共同で行う実態調査の前に歩切りの違法性を理解してもらい、予定価格の設定に問題があれば自ら改善措置を講じ、よう求めるのが狙い。調査で歩切りが疑われた場合は、追加調査や個別ヒアリングを実施。必要に応じて個別発注者名を公表し、改善を促す。

総務省との調査で改善促進

実態調査については、9日付で総務省と連名による回答依頼を自治体に出した。改正公共工事品質確保促進法（公共工事品質確保法）に基づき9月30日に閣議決定した適

で予定価格の適正な設定を発注者の責務と位置付けられたのを受け、改正公共工事入札契約適正化法（入契法）に基づき9月1日時点で「歩切り」

正化指針では、歩切りが公共工事品質確保法の規定に反する行為であることが明確化された。

実態調査では、15年1月1日時点で「歩切り」

の有無と、歩切りを行っていない場合の見直しを検討状況などを柱に同30日までに回答してもらった。実態調査に回答してもらった前提として国交省が今回配布したのが、「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について」と題したリーフレット。

同省はこの中で、歩切りを根拠すべき理由を明記した上で、市場の実勢価格を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定に取り組むことが重要だと求めたため強調している。

このように行為が歩切りに該当するかも提示。予定価格を算定する際、慣例により設計書金額から一定額を減額したり、予定価格の漏えいを防ぐ目的で無作為のランダム係数を乗じて設計書金額から減額したりする行為などを列挙した。国交省では、リーフレットで示した歩切りの定義が、自治体や議会、地域の建設業界などで共有されることを期待している。実態調査を契機に改善措置を講じるだけでなく、地域単位で設置している発注者協議会などを通じて各発注者が協力するなどして、健全な市場の形成に取り組むと打ち促していく考えだ。

国交省は今後、毎年財務、総務の両省と共同で実施する入契法に基づく実態調査などで改善措置をフォローアップする方針だ。「歩切り根拠に向けて粘り強く取り組んでいきたい」（佐藤孝孝入札制度企画指導室長）としている。

業法の勧告権限行使も

優越的地位不当利用で

国土交通省は、「歩切り」を行った公共工事発注者が、その優越的地位を不当に利用した場合、建設業法の規定に基づく勧告が行えることを地方自治体などに周知した。歩切りを行って予定価格が決められた入札を辞退した建設業者に発注者が

ペナルティを科すようなケースを想定。違法性が見られる発注者に対しては、許可行政庁の国交省や都道府県が業法の規定（19条の5）に基づいて勧告ができるとした。

国交省は、公共工事品質確保促進法（公共工事品質法）や公共工事入札契約適正化法（入契法）に基づき、歩切りの違法性を周知し、建設業法に基づき発注者への勧告という権限を行使できることも周知し、歩切り根拠に向けて抑止力を高めたい考えだ。

契約適正化法（入契法）で歩切り行為の違法性を問うのに加え、建設業法に基づき発注者への勧告という権限を行使できることも周知し、歩切り根拠に向けて抑止力を高めたい考えだ。

業法に基づき発注者への勧告権限は、取引上の優越的地位を不当に利用し、原価に満たない金額を請負代金とするような契約を防止する目的で設けられた。11年8月に国交省が制定した「発注者・受注者間における建設業法令順守ガイドライン」では、歩切りを理由に入札を辞退した建設業者を指名停止とすることなどによって、歩切り

た予定価格の範囲内での入札を強要するようなケースがこれに該当するとしている。

国交省は、歩切りの廃止に向けて作成したリーフレットにも、こうしたケースでは業法に基づく発注者への勧告が行えることを明記。当事者が大臣許可業者の場合は国交省、知事許可業者の場合

各都道府県が勧告権限を行使するため、両方の許可行政庁に対しても9日付で周知を図った。

た予定価格の範囲内での入札を強要するようなケースがこれに該当するとしている。

国交省は、歩切りの廃止に向けて作成したリーフレットにも、こうしたケースでは業法に基づく発注者への勧告が行えることを明記。当事者が大臣許可業者の場合は国交省、知事許可業者の場合

# 「歩切り」の違法実態 全国で調査

## 国交・総務省 首長、部局長の回答要請

### 具体的な改善時期も問う

国土交通、総務両省は9日、適正な積算に基づき設計書金額の一部を控除する「歩切り」の根絶に向け、すべての地方公共団体を対象とする実態調査に着手した。歩切りが、改正公共工事品質確保促進法（品質法）に反する違法行為に当たることが明確にしたい、その具体例も示した上で、予定価格の設定に権限と責任を持つ首長や部局長らの判断を踏まえた回答を求める。調査では歩切りの目的や方法、根拠規定などを把握する。具体的な改善時期も問う。回答内容によっては個別に事情聴取するほか、頑なに歩切りを継続している場合などは、発注者名の公表に踏み切る。

9日付で都道府県・政令市に調査票を送付した。都道府県には管内市区町村への回答依頼も要請。2015年1月1日現在を基準日とし、同30日までに回答を求める。

実態調査に当たっては、歩切りの違法性や具体例を記したリーフレットを作成し、建設業103団体にも参考送付した。行政の入札契約担当部局や許可部局、業界団体・会員企業だけでなく、地方議会にも周知し、関係者間の共通理解につなげる。

原則として、市場の実態を的確に反映した積算に基づく、通常発注工事費用「設計書金額」と、契約担当者らが競争入札のために定める「予定価格」はイコールでなければならぬ。しかし、長年の慣例などにより、設計書金額を一定程度減額して予定価格とする行為が一部自治体には根付いている。

困も回答してもらおう。また、財務規則や事務取扱要領などに、一定率を掛けて予定価格を決定すると言き込み、事実上ルール化している自治体もあることから、そのような根

拠規定の有無も問う。歩切りを行っている自治体には、速やかな改善を要請。見直しの具体的な内容や時期を明記してもらおう。

このほか、使用している積算基準や工事請負契約に議会の議決が必要になる予定価格の額、議決を踏まえて契約金額を変更できる範囲に関する情報も集める。

この点の通常国会で、衆参両院とも全会一致で可決・成立した改正品質法は、適正な積算による予定価格の設定を初めて法律上に位置付けた。これを根拠とし、歩切りの違法性を明確にした。歩切りを行って予定価格を定めた案件の入札辞退者に対するペナルティーを科すなど、不当な価格内での入札を事実的に強いるような行為は、優越的地位の濫用を禁じた建設業法第19条の3に違反する恐れもある。この場合、業者の規制に主眼を置く業法には多岐に業者を守る観点から、許可行政庁が当該発注者に勧告を課するといった規定もある。

予定価格の漏えいを防ぐため、システムで無作為に発生させたランダム係数を掛けて目的に端数を切り下げているケースについては、合理的な理由があり、極めて少額にとどまるのであれば、歩切りには該当しないとの見解だ。

「極めて少額」を定義することは難しいが、調査の中では、具体的な減額率や差引額、ランダム係数や端数処理の範